

Ⅲ 上場審査の内容(セントレックス)

セントレックスへの上場申請を行うためには、株券上場審査基準第6条、いわゆる“形式基準”に定める一定の要件に適合することが必要となります。

1 形式基準

いわゆる“形式基準”への適合状況については、申請会社が上場申請時に提出する書類により確認します。

形式基準一覧表

項 目	基 準
(1) 株主数等 a 上場に係る公募等 b 株主数	公募又は売出し 500単位以上 上場時 200人以上
(2) 上場時価総額	上場日 3億円以上
(3) 売上高	高い成長の可能性を有していると認められる事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること
(4) 事業継続年数	上場申請日から起算して1年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること
(5) 虚偽記載又は不適正意見等 a 監査意見 b 虚偽記載	Iの部添付の監査報告書 「適正」 (最近1年間については、「無限定適正」) 上記監査報告書に係る財務諸表等が 記載される有価証券報告書等 「虚偽記載」なし
(6) 上場会社監査事務所による 監査	Iの部に記載又は添付される財務諸表等について、 上場会社監査事務所の監査又は四半期レビューを受けていること
(7) 株式事務代行機関の設置	名証の承認する株式事務代行機関に委託している か、又は株式事務代行機関から株式事務を受託する 旨の内諾を得ていること
(8) 単元株式数	上場の時に100株となる見込みのあること
(9) 株式の譲渡制限	上場の時までに上場申請に係る株式の譲渡につき制 限を行わないこととなる見込みのあること
(10) 指定振替機関における取 扱い	上場の時までに指定振替機関の振替業における取扱 いの対象となる見込みのあること

(1) 株主数等

a 上場に係る公募等

上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位^{*}以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。

【株券上場審査基準第6条第1項第1号a】

※「1単位」は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数とし、定めていない場合は1株をいいます。

上場に際して、公募と売出し^(注)を合わせて（公募のみでも可）500単位以上行う必要があります。この基準は、上場後の円滑な流通と公正な価格形成を確保するため一定量以上の浮動株を確保するとともに、上場に際して行う当該公募等で得た調達資金を基に、当該会社の事業の更なる成長を期待するために求めるものです。

なお、当該公募等を行うに際しては、その内容及び手続きを記載した名証所定の「公募又は売出予定書」を提出しなければなりません。

(注) オーバーアロットメントによる売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシェーオプション）による変動は勘案しません。

b 株主数

株主数^{*}が、上場の時までに、200人以上となる見込みのあること。

【株券上場審査基準第6条第1項第1号b】

※「株主数」とは、1単位以上の株式を所有する株主の数をいいます。

この基準は、上場後の円滑な流通と公正な価格形成を確保するため、申請会社の株式が、一定数以上の株主により分散所有されることを求めるものです。

株主数は、前述の「公募又は売出予定書」に記載される株主数（直前の基準日等^(注)における株主の数に、当該公募又は売出しによって変動すると見込まれる株主の数等を加減算したもの）に基づき算定します。

(注) 「基準日等」とは、会社法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます。

(2) 上場時価総額

上場日における上場時価総額^{*}が3億円以上となる見込みのあること。

【株券上場審査基準第6条第1項第2号】

※「上場時価総額」は、上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得

た額をいいます。

この基準は、セントレックスの上場会社に対して最低限の企業価値を求めるものです。

なお、上場時価総額の算定に用いる「上場に係る公募等の見込み価格」とは、当該公募等に係る有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額(見込額)の算出のもととなった価格(いわゆる想定発行価格)をいいます。

(3) 売上高

高い成長の可能性を有していると認められる事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。

【株券上場審査基準第6条第1項第3号】

セントレックスは、「近い将来の本則市場(市場第一部・市場第二部)へのステップアップを視野に入れた企業向けの市場」というコンセプトの市場であり、過去の企業業績や企業規模を求めず、今後、高い成長の可能性を有していると認められる事業を営む企業に対し、より早期に資金調達の間を与えることで、本則市場への市場変更を促進しています。

しかしながら、いまだ企画段階にある場合や開発途上にある場合など、事業化されるに至っていない場合は、その対象としていません。

従って、この基準は、高い成長の可能性を有していると認められる事業が、現実には事業化されていることを求めるものです。

(4) 事業継続年数

上場申請日から起算して1年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること。

【株券上場審査基準第6条第1項第3号の2】

会社法では必ずしも全ての株式会社に取締役会の設置は義務付けられてはいませんが、上場会社の取締役会にはコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるという観点から、経営者の職務執行が適正かつ効率的に行われているかを評価し、これを経営者の選解任や報酬に反映するなどの方法で会社と経営者の利益相反を防止するなど、適切な監督機能を発揮することが期待されています。

こうした点を踏まえ、セントレックス申請会社であっても上場会社として求められるコーポレート・ガバナンス体制の整備を行っていることが必要であると考えられることから、「上場申請日から起算して1年前より前から、取締役会を設置して継続的に事業活動を行

っていること」を要件として求めることとしています。

なお、上場申請日において取締役会を設置してから1年以上経過した会社であって、申請会社の成長に係る評価の対象となる事業の事業継続期間が1年未満であっても、それ以前から他の事業を継続して行っていれば、継続的な事業活動に係る基準を充足することとなります。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。^{（注1、2、4）}

【株券上場審査基準第6条第1項第4号a】

- b 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。^{（注3、4）}

【株券上場審査基準第6条第1項第4号b】

なお、監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業の前提に重要な疑義が認められるとして監査報告書に追記情報が記載されている場合には、申請事業年度において、四半期レビュー報告書等の当該事項に係る追記情報の記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象等が解消していなければ、原則として上場は認められません。

（注1）例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

（注2）天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合でも申請は可能です。

（注3）比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請は可能です。

（注4）継続企業の前提に関する事由により、監査報告書に「不適正意見」等（bの場合は「限定付適正意見」を含む。）が付されている場合は、申請が可能です（「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書を除く。）が、その場合には、不適正意見等が付された経緯等を審査の過程で確認することとなります。

c 上記監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等[※]に虚偽記載^{※※}を行っていないこと。

【株券上場審査基準第6条第1項第4号c】

※ 「有価証券報告書等」とは以下のものをいいます。

- ・有価証券届出書及び添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- ・発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- ・発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- ・有価証券報告書及び添付書類
- ・半期報告書
- ・四半期報告書
- ・目論見書

※※ 「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

- (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
- (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること^(注5)。

【株券上場審査基準第6条第1項第4号d】

(注5) 内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

(6) 上場会社監査事務所による監査

I の部に記載又は添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所※の監査又は四半期レビューを受けていること

【株券上場審査基準第6条第1項第4号の2】

※ 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限ります。）を含みます。）です（名証が適当でないと認める者を除きます。）。

「上場申請のための有価証券報告書」に記載又は添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている必要があります。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められています。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況を鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、名証としては、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人または複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

また、監査体制の充実や独立性確保の観点から、上場会社監査事務所部会へ「組織形態」が監査法人または共同事務所として登録が行われ、組織的監査体制が整備された監査法人又は共同事務所を監査人として選定していただきたいと考えております。

なお、継続監査は基準上は要件としていませんので、監査契約の締結時期については、監査法人等の判断に基づくこととなります。

(7) 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関[※]に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。

【株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第9号準用）】

※ 名証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)及び(株)アイ・アールジャパンの各社です。

株式事務の合理化を図る観点から、上場会社には、株式事務を名証の承認する株式事務代行機関に委託することを求めています。

従って、申請会社は、上場申請日までに、名証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は当該株式事務を受託する旨の内諾を得ていることが必要となります。

(8) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。

【株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第10号準用）】

名証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位を最終的に100株に統一することを目標としております。

従って、申請会社には、その売買単位となる単元株式数をあらかじめ100株に設定していただくことを求めています。

具体的には、上場承認までに、単元株式制度を採用していただいたうえで、その単元株式数を100株としていただく必要があります。

(9) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

【株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第11号準用）】

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき原則として制限を行っていないことが必要です。

このため、上場申請に係る株式の譲渡制限の制度を設けている会社は、上場承認までに定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

なお、放送法、航空法などの特別の法律により株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が名証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

(10) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

【株券上場審査基準第6条第1項第5号（同基準第4条第1項第12号準用）】

金融商品取引所に上場する株券は、振替法に基づき指定振替機関（株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。））における株式等振替制度の対象となります。

従って、申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、上場承認までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後（原則として上場承認日）に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。